

# 毎月勤労統計調査特別調査の説明

## 1 調査の目的

この毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所における賃金、労働時間、雇用等の実情を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的としている。

## 2 調査の系統

厚生労働省－都道府県－統計調査員－報告者

## 3 調査の時期

毎年7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には調査年7月の最終給与締切日現在）の状況について調査を実施。

## 4 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）に属し、平成26年経済センサス基礎調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区から、無作為に抽出された調査区内に所在し、常用労働者1～4人を雇用する事業所を対象としている。

## 5 主な調査事項

- (1) 主要な生産品の名称又は事業の内容
- (2) 企業規模
- (3) 常用労働者の数
- (4) 常用労働者ごとの次に掲げる事項
  - ア 性
  - イ 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
  - ウ 年齢及び勤続年数
  - エ 出勤日数及び1日の実労働時間数
  - オ きまって支給する現金給与額
  - カ 特別に支払われた現金給与額

## 6 令和2年における代替調査

令和2年は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ特別調査を中止し、その代替として厚生労働省では「小規模事業所勤労統計調査」（一般統計調査）を実施した。

(参考) 小規模事業所勤労統計調査 (一般統計調査) の概要

付表 都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の  
実労働時間及び短時間労働者の割合 (事業所規模1~4人、調査産業計)

○千葉県

令和2年9月

きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間	短時間労働者 の割合 (注1)
円 203,687	日 18.6	時間 6.8	% 31.8

注: 1) 令和2年9月末日現在の数値である。

〈利用上の注意〉

特別調査と小規模事業所勤労統計調査は、調査対象の範囲、調査方法及び調査期日が異なるため、結果についての直接の比較は困難であり、注意が必要である。

特別調査と小規模事業所勤労統計調査の違い

	特別調査	小規模事業所勤労統計調査
調査対象	抽出した調査区内に所在する事業所のうち常用労働者数が1~4人である事業所全部  ※調査員が調査区内を巡回して事業所を把握する。	令和元年特別調査において回答のあった事業所のうち、住所を把握している事業所  ※前年に調査した事業所のみが対象であり、調査後に新設された事業所等は調査対象外
調査方法	調査員調査	郵送又はオンライン調査
調査期日	毎年7月末現在 (給与締切日の定めのある場合は7月の最終給与締切日)	令和2年9月末現在 (給与締切日の定めのある場合は9月の最終給与締切日)